

CPD実績ご提出に際しての注意事項 (EMS審査員の皆様)

2021年4月1日に新たなEMS審査員資格基準(JRCAAE140)を施行したことに伴い、CPD実績の提出に関する経過措置を設けておりますが、経過措置終了後は、JRCAAE140の規定に従ってCPD実績を提出いただく必要がありますので、改めて十分なご注意をお願いいたします。

なお、併せて、品質/環境/情報セキュリティ/労働安全衛生マネジメントシステム審査員資格基準施行時の経過措置 (JRCAAJ9000) もご確認いただくようお願いいたします。(JRCAAJ9000は当センターのホームページに掲載しております。)

1. 経過措置

2021年4月1日以降、最初に迎える資格維持または資格更新時までは従来のルール(環境マネジメントシステム審査員 専門能力の継続的開発(CPD)の手引 (JRCA E-AEF1110))に基づくCPDの提出が認められますが、最初の資格維持または資格更新を迎えた後のCPDの提出は、以下のとおりお願いいたします。

2. 経過措置終了後のCPDの提出方法

(EMS審査員補)

- ・監査者として環境監査を実施した場合、監査スケジュールと習得内容の記述の提出、又は監査スケジュールと所定の監査実績記録(様式5A)の提出が必要となります。監査実績記録については、様式5Aに審査(監査)に責任のある方の証明が必要ですので、ご注意ください。
- ・受動的な活動又は主体的な活動を実施した場合、目的及び習得内容の記述の提出が必要となります。(JRCA登録CPDコースの修了証を提出する場合及び認定された認証機関の審査員研修を受講し、研修プログラムと出席証明を提出する場合は除きます。)

(EMS審査員、EMS主任審査員)

- ・認定された認証機関の審査員研修を受講した場合、研修プログラムと出席証明の提出が必要となります。(目的及び習得内容の記述を提出する場合は除きます。)

以上